

群馬県建設工事等に関する情報の公表要領の運用の基準

第1条(目的)関係

- 1 建設工事等に関する情報は、原則としてぐんま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)又は閲覧により公表すること。
- 2 情報の公表に係る閲覧所を設けるときは、原則として机1個、椅子4脚程度を備えること。
- 3 閲覧所は、ネームプレート等により閲覧所であることを表示すること。
- 4 公表用資料は、閲覧所の机の上又はその周辺に備えること。
- 5 閲覧文書は、表題を付けて綴ること。
- 6 一つの閲覧文書が多量になるときは分冊により整理するとともに、分冊番号により管理すること。
- 7 閲覧文書は次に掲げるものがあり、現年度分及び前年度分があることに留意すること。
 - (1)発注見通し工事(現年度)
 - (2)入札予定表(建設工事：現年度)
 - (3)入札予定表(業務委託：現年度)
 - (4)入札執行調書(建設工事：現年度及び前年度)
 - (5)入札執行調書(業務委託：現年度及び前年度)
 - (6)工事契約状況調書(現年度及び前年度)
 - (7)一般競争入札(入札公告の写し及び入札説明書の写し)(現年度及び前年度)
 - (8)低入札価格調査制度実施要領(建設工事)
 - (9)低入札価格調査結果(調査報告書の写し)(建設工事：現年度及び前年度)
 - (10)低入札価格調査制度実施要領(業務委託)
 - (11)低入札価格調査結果(低入札価格調査書の写し)(業務委託：現年度及び前年度)
 - (12)群馬県条件付一般競争入札(事前審査方式)実施要領
 - (13)群馬県条件付一般競争入札(事後審査方式)実施要領
 - (14)建設コンサルタント業務等簡易公募型競争入札実施要領
 - (15)簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定要領
 - (16)群馬県建設工事に係る共同企業体取扱要綱
 - (17)入札参加資格に係る基本的事項等の告示
 - (18)建設工事入札参加資格者名簿
 - (19)群馬県建設工事請負業者選定要領
 - (20)建設事業に係る業務委託事務取扱要綱
 - (21)建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等資格者名簿
 - (22)群馬県公共工事入札監視委員会設置要綱
 - (23)群馬県建設工事の入札契約及び指名停止等措置に関する審査要領
 - (24)入札契約及び指名停止等措置に関する審査結果
 - (25)談合情報対応マニュアル及び公正入札調査委員会設置要領
 - (26)群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱
 - (27)群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱の運用について

(28) 建設工事請負業者等指名停止措置の状況(現年度及び前年度)

「工事事故等の措置(指名停止)について」県土整備部長通知の写しを綴ること。

(29) 工事現場における技術者専任制等の確保について

(30) 「工事現場における技術者専任制等の確保について」の取扱いについて

(31) 群馬県建設工事等に関する情報の公表要領

(32) 群馬県建設工事等に関する情報の公表要領の運用の基準

8 閲覧の申し出があったときは、閲覧所において開庁日の午前9時から午後5時まで(平成13年群馬県告示第287号)自由に閲覧させること。

9 閲覧簿は平成13年度に廃止したので、作成する必要はない。

10 契約担当者は、閲覧者から閲覧文書の写しの交付を求められたときは、情報提供の事務の取扱いに関する要綱に定めるところにより閲覧文書の写しを交付すること。

11 閲覧文書の保存期間は次のとおりとする。

文書名	種別等	保存期間	備考
1 入札執行調書の写し	建設工事・業務委託	5年	
2 発注見通し工事	建設工事	1年	
3 指名業者調書の写し 工事契約状況調書 一般競争入札 低入札価格調査結果 指名停止措置状況 入札監視委員会議事概要等 入札契約及び指名停止等措置 に関する審査結果	建設工事・業務委託 建設工事・業務委託 建設工事・業務委託 建設工事・業務委託 建設工事・業務委託 建設工事 建設工事・業務委託	1年	
4 その他要領、名簿等	建設工事・業務委託	—	差替え後に廃棄

12 閲覧文書の公表期間は、発注見通し工事については現年度末まで、入札執行調書の写し、指名業者調書の写し、工事契約状況調書、一般競争入札、低入札価格調査結果、指名停止措置状況、入札監視委員会議事概要等及び入札契約及び指名停止等措置に関する審査結果については翌年度末までとする。

13 電子入札システムによる公表情報の保存期間は2年間とする。

第2条(発注見通しの公表)関係

1 上期分の発注見通しは、毎年4月30日(その日が休日にあたるときは、その直前の休日でない日)以降に公表すること。ただし、4月30日以前に発注するものは除く。

2 下期分の発注見通しは、9月補正予算が成立した日の翌日から起算して5日以内に公

表すること。

- 3 下期分の発注見通しは、上期分の発注見通しに次に掲げる補正を行うこと。
 - (1) 補正予算に係る工事の追加
 - (2) 上期分の発注見通しにおいて「公表に適さない工事」であった工事のうち、発注が確定した工事の追加
 - (3) 入札を執行した工事の削除
 - (4) 公表内容の訂正(必要に応じて)
- 4 別紙様式1、別紙様式2及び別紙様式3の記載について
 - (1) 入札及び契約の方法は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のいずれかを記載すること。
 - (2) 工事場所又は業務場所は、市は町名まで、町村は大字名まで記載すること。(例：前橋市大手町、吾妻郡嬭恋村大字三原)
 - (3) 工期又は履行期間は、標準工期に基づき工事月数を記載すること。(例：3か月)
 - (4) 工種又は業種は、工事の種類を記載すること。(例：土木、建築、舗装)
 - (5) 工事概要又は業務内容は、簡潔に記載すること。
 - (6) 発注予定時期は、入札の実施予定時期又は随意契約の締結予定時期を四半期別に記載すること。
- 5 次に掲げる工事は公表しないこととするが、9月30日以前に発注することが確定したときは下期分の発注見通しにより公表すること。

なお、下期分の発注見通しは、入札又は見積合せが終了しているものは除くこと。

 - (1) 工事に必要な用地等の確保が未了なもの
 - (2) 工事に必要な他の公物管理者等との調整が未了なもの
 - (3) 工事に必要な地元の関係者との調整が未了なもの
 - (4) 工事に必要な用地の埋蔵文化財発掘調査が未了なもの
 - (5) 現年度に組み込まれている詳細設計等が未了なもの
 - (6) 県又は市町村議会の議決が未了なもの
 - (7) 災害の発生又は事故等の発生により緊急に行う工事(災害査定等に係る災害復旧工事を除く。)
 - (8) 他の工事の入札状況や施工状況に影響を受ける工事
 - (9) 管理施設及び構造物等の損傷程度の確認等に起因して行う工事
 - (10) 分離又は分割等の工区分けの見通しが不確定なもの
 - (11) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連し、秘密にする必要があるもの
 - (12) 契約担当者が公表に適さないと判断するもの

第6条(契約内容の公表)関係

- 1 低入札価格調査の実施結果は、低入札価格調査書の写し又は工事調査報告書の写しを公表すること。
- 2 不調随契に係る入札執行調書は、入札不調及び随意契約の相手方に係る最終回入札金額の右欄に「随意契約 金額〇〇円(消費税を含む。)」等と記したものを公表すること。
- 3 不調随契に係る見積合せ調書は、見積書の記載金額(消費税を含む。)を記したものを

公表すること。

4 指名業者の選定理由は、次に掲げる様式を参考に作成すること。

指名業者選定理由書

1 入札の種類：指名競争入札

2 工事名：

3 指名業者の選定

(1) 工事等級

〇〇工事 等級〇

(2) 評価項目

ア 群馬県の令和〇・〇年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること

イ 指名停止期間中でないこと。

ウ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。(加入の義務がない者を除く。)

エ 手形交換所による取引停止処分が生じていないこと。

オ 〇〇土木事務所管内に建設工事入札参加資格者名簿に登載された本店、支店又は営業所があること。

カ 地域内において施工実績があること。

キ 当該工事と同種又は類似の工事の施工実績があること。

ク 建設業法に基づく〇〇工事について特定建設業の許可を受けていること。

ケ 当該工事の一部をなす専門工事について等級〇以上の格付けを受けていること。

コ 手持ち工事の状況からみて、当該工事を施工できる状況にあること。

サ 上記の他、群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)別表第4に掲げる不適切な行為がないこと。

(3) 指名業者の選定

ア 選定要領に定める標準選定数 〇者

イ 指名業者数 等級〇 〇者、等級〇 〇者、計〇者

ウ 選定方法

(2)に記載する全ての評価項目に適合する者の中から、当該工事に対する技術的適性、過去の実績及び工事成績等を勘案して選定した。

注1 この様式は、必要に応じて項目を変更又は加除して用いること。

注2 (3)のウは、選定要領第14条第3項ただし書又は第14条の2各号のいずれかに該当する場合は、下記の例により具体的な選定理由を記すこと。

なお、本件は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であることから、選定要領第14条第3項ただし書(又は第14条の2各号のいずれか)に該当するので等級〇を選定した。

5 総合評価落札方式を適用する工事において低入札価格調査を実施する場合は、入札参加者の総合評価順位を記載した入札執行調書を電子入札システムにより公表すること。

なお、総合評価点は公表しないこと。

6 契約金額の変更理由は、次の例により簡潔に記載すること。

①地質・地形等が予測と相違していたため	
②地中に不測の埋蔵物等があったため	(例)埋蔵文化財、補償物件、埋設物、空洞、産業廃棄物等
③工事の施工に伴う公害・苦情等により、計画を変更したため	(例)騒音、振動、水質汚濁、工事用道路の形状変更等
④天候不順等により計画を変更したため	
⑤関係機関・地権者及び関係権利者等と協議の結果、計画を変更したため	(注)関係機関とは、警察署、森林局、市町村、東電、J R、N T T等をいう。 (例)地権者・周辺住民との協議：通学路の確保、水処理、取り付け、道路の変更、仮設備計画の変更、借地計画の変更等 その他権利者等との協議：漁業権環境問題等
⑥不測の災害等により、計画を変更したため	(例)斜面の崩落、冠水等
⑦事業の促進を図ったため	(注)予算の範囲内で早期完成を図るもの
⑧資材の入手難により、計画を変更したため	(例)工事集中による資材不足等

7 指名業者の選定理由は、次に掲げる様式を参考に作成すること。

指名業者選定理由書	
1	入札の種類：指名競争入札
2	業務名：
3	指名業者の選定
	(1)委託種別
	業務
	(2)評価項目
	ア 群馬県の令和〇・〇年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていること。
	イ 指名停止期間中でないこと。
	ウ 手形交換所による取引停止処分が生じていないこと。
	エ 本県における業務の実施特性に精通し、業務内容及び業務規模等に応じて当該業務を確実に円滑に実施できること。
	オ 当該業務と同種業務について相当の実績があること。
	カ 当該業務の遂行に必要な設計・調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。

キ 地形地質等の自然的条件及び周辺環境条件等について当該業務の作業条件と同等と認められる条件下での実績があること。

ケ 手持ち業務からみて当該業務を実施できる状況にあること。

コ 上記の他、群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)別表第4に掲げる不適切な行為がないこと。

(3)指名業者の選定

ア 選定要領に定める標準選定数 ○者

イ 指名業者数 ○者

ウ 選定方法

(2)に記載する評価項目のすべてに適合する者の中から、当該業務に対する技術的適性、過去の実績等を勘案したことによる。

注：この様式は、必要に応じて項目を変更又は加除して用いること。

8 随意契約の相手方の選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当すること。

167条の2第1項の各号	選定理由の記載内容例	摘要
①契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき(第2号)	<ul style="list-style-type: none">・特許工法等を要する工事のため・文化財等特殊建築物施工により施工者が一者のみのため・実験、研究等用特殊建築物施工により施工者が一者のみのため・法令の規定により施工者が一者のみのため ※その他適宜工事の内容により相応する理由を記載すること	特定の技術又は特定の目的のために契約の相手方が1人しかいないとき
②緊急の必要により競争入札に付することができないとき(第5号)	<ul style="list-style-type: none">・災害に伴う応急工事のため・電気・機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事のため ※その他適宜工事の内容により相応する理由を記載すること	災害時など
③競争入札に付することが不利と認められるとき(第6号)	<ul style="list-style-type: none">・予期できない状況の変化により必要となった追加工事で、現に履行中の施工者に施工させた方が、工期の短縮、経費の節減が確保できるため・本体工事と密接に関連する附帯	現に履行中の工事に直接関連する工事であるため、現に履行中の相手方以外の業者をして履行させることが不利であるとき

	<p>的な工事で、現に履行中の施工者に施工させた方が、工期の短縮、経費の節減が確保できるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた方が、工期の短縮、経費の節減、安全円滑かつ適切な施工が確保できるため ・他の発注者が発注した現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、その施工者に施工させた方が、工期の短縮、経費の節減、安全円滑かつ適切な施工が確保できるため <p>※その他適宜工事の内容により相応する理由を記載すること</p>	
④時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき（第7号）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の業者が施工に必要な資機材を工事現場付近に多量に所有しており、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できるため ・特定の業者が開発し、導入した資機材、新工法等を利用することにより、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できるため <p>※その他適宜工事の内容により相応する理由を記載すること</p>	時価に比べて著しく有利な価格をもって契約できるとき
⑤再度の競争入札に付し落札者がいないとき（第8号）	<ul style="list-style-type: none"> ・再度の競争入札に付し落札者がいないため 	
⑥落札者が契約を締結しないとき（第9号）	<ul style="list-style-type: none"> ・落札者が契約を締結しないため 	

9 随意契約理由は、「財務規則運用通知 令第167条の2 関係」及び「公共工事における随意契約のガイドライン中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(昭和59年3月23日採択)」を参照すること。